

厚生労働大臣が定める揭示事項

2026年4月1日現在

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です

2. 入院基本料について

当院は、『急性期一般入院料1』の届け出を行っています。

入院患者の平均在院日数は16日以内、重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準1が20%以上、かつ、基準2が27%を満たす方を入院させる病棟です。一般病棟では、1日あたり 205人以上の看護師と、13人以上の看護補助者を配置しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

○ 08:30 ~ 17:00	看護職員1人当たりの受持数 4人以内
○ 17:00 ~ 08:30	看護職員1人当たりの受持数 10人以内

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院時に、医師や関連する部門が共同で診療計画を策定し、7日以内に文書をお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。

4. DPC 対象病院について

当院は、包括評価と出来高評価を組み合わせる入院費用の計算をする『DPC対象病院』です。

算定の基礎となる医療機関別係数(医療機関の機能や特性を反映するもの)は、 1.5800 です。

内訳	基礎係数	<u>1.0718</u>
	機能評価係数Ⅰ	<u>0.3756</u>
	機能評価係数Ⅱ	<u>0.0995</u>
	救急補正係数	<u>0.0331</u>

5. 医療費明細書の発行について

当院では、領収証発行の際に、診療報酬の算定項目を明記した明細書を無料で発行しています。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担が免除されている方についても無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へお申し出ください。

6. 選定療養費の徴収義務化に関する事項

令和4年10月1日以降、健康保険法の改定により200床以上の病院は 初診 7,000円以上、再診 3,000円以上を徴収することが義務化されました。当院では下記の金額とさせていただきます。

初診時	11,000円(税込)	◇ 紹介状を持たず直接来院した場合
再診時	5,500円(税込)	◇ 逆紹介の申し出を断って当院へ受診する場合、都度徴収

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

7. 保険外併用療養費・保険外負担に関する事項

当院では、下記のとおり、使用量、利用日数、利用回数に応じて実費のご負担をお願いしています。

1)入院中の日常生活上のサービスに係る費用(税込)

電化製品利用料	(テレビ・冷蔵庫いずれか一方のみ)	各 660円
	(テレビ・冷蔵庫の両方)	825円
付き添い寝具料		187円

2)入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

180日を超えて入院を継続する方については、180日を超えた日以後の入院料の15%が保険外実費となります。

3)文書の発行に係る料金(税込)

文書料・診断書・証明書 (詳細はお尋ねください)	0 円 ~ 8,800 円
損保・生保の病状照会料 (A4版)	7,700 円
医療費領収書の再発行	550 円

※医師の人事異動等の都合により、診療を担当した医師以外の医師が証明することがあります。

4)治療中の疾病または負傷に対するものではないものに係る料金(税込)

予防接種	インフルエンザワクチン (成人)	4,000 円
	インフルエンザワクチン (小児1回につき)	5,000 円
	新型コロナウイルスワクチン	15,700 円
	小児用肺炎球菌ワクチン (13価)	11,000 円
	小児用肺炎球菌ワクチン (15価)	11,000 円
	高齢者肺炎球菌ワクチン (23価)	7,965 円
	その他 (詳細はお尋ねください)	
自費検査	血液型検査	2,200 円
	その他 (詳細はお尋ねください)	
院外処方せん料 (自費)	バイアグラ、プロペシア等	748 円

5)松葉杖の貸出料金(税込)

松葉杖の貸出料は、貸出時に 5,500 円を預かり、返却時に全額返金いたします。

6)その他に係る料金(税込)

カルテ開示に伴う事務手数料	2,200 円
画像情報のコピー代	1,100 円
在宅医療に係る交通費 1kmあたり	33 円

8. 特別療養環境室(差額ベッド)に関する事項

事前に入院説明でご案内いたします。ご希望される方は、その旨担当者へお申し出ください。

特別療養環境室(差額ベッド)代 1日あたり	3,300 円 ~ 11,000 円
-----------------------	--------------------

9. 当院は敷地内禁煙となっています

当院はニコチン依存症管理料の届け出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

10. 医療安全対策について

医療安全対策に関するご相談は、医療安全管理者が関係部署と連携・協力してお受けしています。お気軽にお申し出ください。

11. 感染防止対策について

当院は、院内感染管理者のもと、感染防止対策のため、最新のエビデンスに基づき、標準予防策・職業感染予防策・洗浄・消毒・滅菌・抗菌薬適正使用等の業務指針や手順書を作成し、定期的に院内を巡回し感染防止対策の実施状況を把握しています。また、全職員を対象とした研修会(年2回以上)等で周知を図るとともに、連携する医療機関からの相談にも対応しています。

12. 医療従事者の負担軽減及び処遇改善のための取り組みについて

1) 当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

- ・ 紹介受診重点医療機関として、かかりつけ医との役割分担により、専門的な検査や入院治療を必要とする患者さんの治療を担う。
- ・ 地域の医療機関との連携強化
- ・ 土浦協同病院附属保育所ひまわりの設置
- ・ 医師事務作業補助者の配置による病院勤務医の事務作業の負担軽減
- ・ 病状説明等の勤務時間内実施

2) 当院では、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

○ 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務員等における役割分担

- ・ 外来診療完全予約制の導入
- ・ 看護師及び助産師による専門外来の実施
- ・ 静脈注射認定看護師による静脈注射等の実施
- ・ 薬剤師による服薬指導
- ・ 臨床工学技士による全身麻酔症例の麻酔器術前点検の実施
- ・ 特定行為看護師及び医師事務作業補助者の業務拡大

○ 医師の勤務体制等に係る取組

- ・ 予定手術前日の夜勤に対する配慮
- ・ 複数主治医制の実施
- ・ 1か月単位の変形労働時間制の導入

3) 当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っています。

- ・ 看護補助者の配慮による看護職員の負担軽減
- ・ 薬剤師による持参薬確認、服薬確認など他職種との業務分担
- ・ 土浦協同病院附属保育所ひまわりの設置、育児短縮時間勤務制度の活用
- ・ 有休休暇(リフレッシュ休暇を含む)の取得推進

13. 患者家族相談支援体制について

病気や医療に関する相談、また疑問点やご意見等に関して、患者サポートセンターにて下記のような取り組みを行っています。相談内容については、守秘義務を厳守し、ご本人の不利益にならないよう配慮しております。安心してご相談ください。

取り組み内容

- 外来受診、入院についての不安や疑問点についてお話をうかがい、受診時や入院時にその解決策を支援しています。
- 医療費の支払いや生活費などの経済的な問題に対して、社会保障制度の紹介、具体的な制度利用に向けて、関係機関と連携しています。
- 利用できる社会福祉制度、サービス、他病院への転院や施設の利用について、情報提供し、ご本人・ご家族の意向をうかがいながら安心した療養生活に向けて相談・支援しています。
- 当院へのご意見等について、院内の医療安全管理部門と連携して対応しています。改善すべき点を検討し、対策を講じています。
- その他、さまざまな療養中のご相談・内容により、各関係部門と連携しています。

14. 当院は、関東信越厚生局長に次のとおり施設基準の届け出を行っています

入院時食事療養に係る届け出

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食について午後6時以降)に、適温で提供しています。また、医師の指示に基づき腎臓食、肝臓食、糖尿病食、他の特別食や特別な場合の検査食も提供しています。病棟には食堂で食事ができるスペースを設けています。

[入院時食事療養費の標準的な負担額]

① 通常食1食あたり	510円
② 市町村民税非課税等の世帯に属する方	240円 / 食
③ ②のうち、過去1年間の入院日数が90日を超えている方	190円 / 食
④ ②のうち、所得が一定の基準に満たない等の70歳以上の方	110円 / 食

基本診療料の施設基準

- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・ 歯科外来診療感染対策加算4
- ・ 一般病棟入院基本料
- ・ 急性期充実体制加算1
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算1
- ・ 医師事務作業補助体制加算1
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護職員夜間配置加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 無菌治療室管理加算1
- ・ 無菌治療室管理加算2
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算1
- ・ 感染対策向上加算1
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ ハイリスク妊娠管理加算
- ・ ハイリスク分娩管理加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 術後疼痛管理チーム加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算2
- ・ 病棟薬剤業務実施加算1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算2
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算
- ・ 特定集中治療室管理料2
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料1
- ・ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ・ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ・ 小児入院医療管理料1
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料3
- ・ 緩和ケア病棟入院料2

特掲診療料の施設基準1

- ・ ウイルス疾患指導料
- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ
- ・ がん患者指導管理料ロ
- ・ がん患者指導管理料ハ
- ・ がん患者指導管理料ニ
- ・ 移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・ 婦人科特定疾患治療管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料2
- ・ 院内トリアージ実施料
- ・ 外来放射線照射診療料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1
- ・ 連携充実加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携計画策定料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 医療機器安全管理料2
- ・ 医療機器安全管理料(歯科)
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 救急患者連携搬送料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料の注17(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)及び精神科訪問看護・指導料の注17に規定する訪問看護医療DX情報活用加算
- ・ 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・ 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ・ 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ・ 骨髄微小残存病変量測定
- ・ BRCA1/2遺伝子検査
- ・ がんゲノムプロファイリング検査
- ・ 先天性代謝異常症検査
- ・ HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- ・ 検体検査管理加算(I)
- ・ 検体検査管理加算(IV)
- ・ 国際標準検査管理加算
- ・ 遺伝カウンセリング加算
- ・ 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ 胎児心エコー法
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ ロービジョン検査判断料

特掲診療料の施設基準2

- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・CT透視下気管支鏡検査加算
- ・経気管支凍結生検法
- ・画像診断管理加算1
- ・画像診断管理加算3
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮影
- ・心臓MRI撮影加算
- ・乳房MRI撮影加算
- ・小児鎮静下MRI撮影加算
- ・頭部MRI撮影加算
- ・全身MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・硬膜外自家血注入
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- ・皮膚移植術(死体)
- ・組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- ・後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ・角結膜悪性腫瘍切除術
- ・緑内障手術(緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ・経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)

特掲診療料の施設基準3

- ・ 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- ・ 気管支バルブ留置術
- ・ 肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ・ 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・ 胸腔鏡下弁形成術
- ・ 胸腔鏡下弁置換術
- ・ 経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)
- ・ 経皮的僧帽弁クリップ術
- ・ 不整脈手術左心耳閉鎖術(経カテーテル的の手術によるもの)
- ・ 経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・ 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・ 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ・ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・ 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- ・ 経皮的下肢動脈形成術
- ・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
- ・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ・ 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- ・ 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- ・ 腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・ 腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・ 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ・ 体外衝撃波胆石破碎術
- ・ 腹腔鏡下肝切除術
- ・ 生体部分肝移植術
- ・ 体外衝撃波膵石破碎術
- ・ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・ 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 精巣温存手術

特掲診療料の施設基準4

- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下腔断端拳上術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術)
- ・輸血管管理料 I
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(I)
- ・麻酔管理料(II)
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・一回線量増加加算
- ・強度変調放射線治療(IMRT)
- ・画像誘導放射線治療(IGRT)
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・看護職員処遇改善評価料63
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料79

その他

- ・当院は包括評価と出来高評価を組み合わせで計算するDPC対象病院(特定病院群)です。
- ・令和7年度医療機関係数 1.5800
(基礎係数1.0718 + 機能評価係数 I 0.3756 + 機能評価係数 II 0.0995 + 救急補正係数0.0331)
- ・選定療養費に係る部分(自己負担として頂きます)
- ・差額ベッド(詳細は各フロアに掲示)
- ・初診時選定療養費 11,000円(税込)
- ・再診時選定療養費 5,500円(税込)
- ・時間外選定療養費 11,000円(税込)
- ・保険外併用療養費入院期間が180日を超える一部の患者様 2,785円(税込)／日
- ・臨床治療試験にかかる医療費(ご希望の方にご案内します)
- ・入院時食事療養(I)
- ・費用1食690円(流動食のみ625円)／自己負担1食510円(※所得区分等により減額あり)
- ・管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

☆ 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

当該保険医療機関を受診した患者に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

☆ 医療 DX 推進体制整備加算について

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を今後導入する予定です。

☆ バイオ後続品使用体制加算について

当院では、厚生労働省のバイオ後続品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして

バイオ後続品※(バイオシミラー)を積極的に採用しています。

☆ 院内トリアージ実施料について

診察に待ち時間がある場合、専門の看護師、医師が問診室で症状をうかがい、患者さまの緊急度を判断し、より早く対応が必要な患者さまを優先した診療を実施する仕組みです。

診療状況次第では、後から来院した患者さんを先に診療することがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

☆ 外来腫瘍化学療法診療料1 について

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療科を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。

急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。

化学療法のレジメンの妥当性を評価し承認する委員会を開催しています。

☆ 連携充実加算について

保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しています。

☆ 一般名処方加算について

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすいように当院では一般名(成分名)により処方を行っています。

令和6年10月1日より、医療上の必要性があると認められない長期収載品(先発医薬品)を患者の希望を踏まえて処方した場合、薬剤費の一部を選定療養費としてご負担していただきます。

☆ 歯科外来診療感染対策加算について

歯科外来診療における感染対策に十分な体制の準備、十分な機器を有し、研修を受けた者が常勤し、院内感染防止に努めています。

☆ 地域歯科診療支援病院歯科初診料及び歯科外来診療医療安全対策加算について

歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器(AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット)を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員へ医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。

緊急時に対応できるよう各診療科と連携して診療を行っています。

厚生局届出手術の実施件数(24年1月～24年12月)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	30
イ	黄斑下手術等	33
ウ	鼓室形成手術等	10
エ	肺悪性腫瘍手術等	133
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	539
・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	27
イ	水頭症手術等	52
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	4
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	72
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	17
・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	5
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	1
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	3
キ	同種死体腎移植術等	0
・区分4に分類される手術		手術の件数
4	胸腔鏡、腹腔鏡を用いるもの	965
・その他の区分に分類される手術		手術の件数
5	人工関節置換術	144
6	乳児外科施設基準対象手術	32
7	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	123
8	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	231
9	経皮的冠動脈形成術	27
10	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
11	経皮的冠動脈ステント留置術	266
分娩件数		631